

職員の給与の男女の差異について

広島県東広島市

1. 全職員

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.8%
任期の定めのない常勤職員以外	96.2%
全ての職員	68.3%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る追加的な情報

※地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき一律に決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっています。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	97.9%
本庁課長相当職	98.7%
本庁課長補佐相当職	97.3%
本庁係長相当職	96.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	91.0%
31～35年	96.8%
26～30年	93.2%
21～25年	90.9%
16～20年	90.0%
11～15年	82.0%
6～10年	86.0%
1～5年	88.5%

【説明欄】

- 各性別ごとの全ての職員に占める「任期の定めのない常勤職員」の割合が男性は84.8%、女性は36.7%である。「任期の定めのない常勤職員以外」の職員である会計年度任用職員については、女性は比率が高くなっており、相対的に給与水準が低い職員が女性に偏っている。
- 扶養手当・住居手当については、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、女性の平均支給額は男性より少ない。
(扶養手当平均支給額は女性が男性の8.7%、住居手当平均支給額は女性が男性の38.9%)